

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 40 号

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（令和 7 年条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業区域）

第 2 条 条例第 2 条第 6 号ただし書に規定する一体的な土地利用と認められる区域は、次に掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 発電事業者に同一性が認められること。
- (2) 発電事業の開始時期に同時性が認められること。
- (3) 発電事業を実施する区域が一体であり、又は近接していること。

（再生可能エネルギー発電施設の禁止区域）

第 3 条 条例第 5 条第 16 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所
- (2) 土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域
- (3) 県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所
(事前協議)

第4条 条例第7条の規定により事前協議をしようとする者は、設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号）
- (2) 近隣住民等範囲説明書（様式第3号）
- (3) 設計説明書兼工事計画書（様式第4号）
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの
- (5) 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号）
- (6) 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号）
- (7) 事業区域に係る土地所有者一覧
- (8) 事業区域に係る土地の全部事項証明書
- (9) 事業区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (10) 位置図
- (11) 区域図
- (12) 土地求積図又は地積測量図
- (13) 現況図及び現況写真

- (14) 土地利用計画平面図及び断面図
- (15) 排水計画平面図及び断面図
- (16) 雨水排水計算書
- (17) 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図
- (18) 資金計画書
- (19) 保険加入計画書
- (20) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、事前協議が完了した場合は、事前協議完了書（様式第7号）を交付するものとする。

（近隣住民等への説明及び意見の聴取）

第5条 発電事業者は、条例第8条第1項の規定により設置計画概要を公表するときは、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「インターネット等」という。）により公表し、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければならない。

2 発電事業者が条例第8条第2項の説明会（以下「説明会」という。）において説明する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置計画概要兼事前協議書の記載事項
- (2) 土地利用計画
- (3) 土砂災害等の発生防止のための方策
- (4) 自然環境の保全のための方策
- (5) 生活環境の保全のための方策
- (6) 景観の保全のための方策

- (7) 近隣住民等との調和に関する方策
- (8) 維持管理及び撤去の計画（撤去後の土地利用方針を含む。）
- (9) 非常時の対応
- (10) その他市長が必要と認める事項

3 発電事業者は、近隣住民等の参集の便及び人数を考慮して説明会開催の日時及び場所を決定するものとする。

4 発電事業者は、説明会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、インターネット等、郵送その他の市長が定める方法により近隣住民等に通知しなければならない。

- (1) 説明会の開催日時及び開催場所
- (2) 設置計画概要のうち基本的事項及び第1項の規定により公表された設置計画概要の閲覧方法
- (3) 説明会に係る担当者の氏名及び問合せ先
- (4) 説明会に参加しない近隣住民等の意見提出方法

5 発電事業者は、回答等報告書（様式第8号）を市長に提出するときは、次に掲げる書類等を添えて提出するものとする。

- (1) 説明会における説明資料
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容
（設置許可）

第6条 市長は、設置許可をするときは、設置許可通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 申請者は、設置許可申請書（様式第10号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 第4条各号に規定する書類等
 - (2) 防災計画書（様式第11号）
 - (3) 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図
 - (4) 排水施設及び防災施設の構造図
 - (5) 排水流域図
 - (6) 擁壁の構造計算書
 - (7) 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書
 - (8) その他市長が必要と認める書類等
- （設置許可の基準）

第7条 条例第11条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。

2 条例第11条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。

イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。

ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものでないこと。

エ 太陽電池モジュールが、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないも

のであること。

オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。

カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。

(2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからウまでに規定する基準

3 条例第11条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。

イ 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。

ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。

エ 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。

オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。

(2) 風力発電施設を設置する場合

ア 前号アからエまでに規定する基準

イ 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現

象を含めた日影対策のための措置を講ずること。

ウ テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。

4 条例第11条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。

イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。

ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。

エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。

カ 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。

キ 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。

ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。

ケ 太陽光発電施設が、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。

(2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからクまでに規定する基準

5 条例第11条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。

(2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。

(3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。

(4) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他の必要な措置を講ずること。

(5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。

(6) 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。

(7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。

(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。

(9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。

6 条例第11条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を

勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。

- (2) 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。
- (3) 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。
- (4) 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。
- (5) 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。
- (6) 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。

7 条例第11条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。
- (2) 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。
- (3) 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。
- (4) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。

（標識の設置）

第8条 条例第12条の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の設置場所及びその事業区域の面積

(3) 再生可能エネルギー発電施設の区分及び出力

(4) 許可事業の予定期間

(5) 設置工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(6) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(7) その他市長が必要と認める事項

2 許可事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（関係書類の保存及び閲覧）

第9条 許可事業者は、条例第13条第2項の規定により書類の閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣住民等から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 条例第13条第2項の規定により閲覧をさせる書類に個人情報が含まれている場合は、当該個人情報が閲覧者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で閲覧させなければならない。

（設置工事着手届）

第10条 条例第14条の規定による届出は、設置工事着手届（様式第12号）によるものとする。

（設置工事完了届）

第11条 条例第15条の規定による届出は、設置工事完了届（様式第13号）によるものとし、設置工事前後の写真を添えて提出するものとする。

（完了検査）

第12条 許可事業者は、事業区域（事業区域を工区に分けたときは、工区）の全部について造成等が完了したときは、造成等工事完了届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長に届出を行い、速やかに造成等工事完了検査を受けなければならない。

- (1) 施工前後写真
- (2) 工事写真
- (3) 出来形図

2 許可事業者は、設置工事の全てが完了し、条例第15条の規定による届出を行ったときは、速やかに設置工事完了検査を受けなければならない。

3 市長は、前2項の検査の結果、設置許可又は変更許可の内容に適合していると認めたときは、完了検査結果通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（変更許可及び変更届）

第13条 変更許可の申請をする者は、変更許可申請書（様式第16号）に、第4条第1項各号に規定する書類等のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更許可をするときは、変更許可通知書（様式第17号）により通知するものとする。

3 条例第17条第1項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更。ただし、許可事業者に係る承継を伴わないものに限る。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の面積、形状等の変更を伴わない更新による変更
- (3) 条例第26条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した場合における、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 環境の保全、災害発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更

4 条例第17条第3項の規則で定める日は、相続のあった日から6月を経過する日とする。

5 条例第17条第5項の規定による届出は、軽微変更届（様式第18号）により行うものとする。ただし、条例第26条第3項の規定による届出を行う場合は、これを省略することができる。

（非常時の連絡先の公表）

第14条 条例第18条の規定により再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制（以下この条において「非常時の連絡先」という。）を公表するときは、次に掲げる方法の全てによるものとする。

(1) インターネット等

(2) 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示

(3) 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会における回覧等

2 許可事業者は、非常時の連絡先の内容に変更が生じたときは、速やかに前項各号に掲げる方法による公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 非常時の連絡先を公表する期間は、許可事業を実施する間とする。

（定期報告）

第15条 条例第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 点検等に係る報告書の写し

(2) 撤去費用の確保状況を示す書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（維持管理及び保守点検）

第16条 条例第20条第1項の規則で定める維持管理に関する基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されること。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

2 条例第20条第2項に規定する維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 維持管理の基本的事項
- (2) 維持管理の実施体制
- (3) 保守点検の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の周辺において土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (5) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 許可事業者は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合は、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう維持管理計画の見直しを行わなければならない。

(事故等の報告)

第17条 条例第21条の規定による報告は、事故等発生報告書（様式第20号）によるものとする。

（撤去開始届）

第18条 条例第22条の規定による届出は、撤去開始届（様式第21号）によるものとする。

（撤去完了届）

第19条 条例第23条の規定による届出は、撤去完了届（様式第22号）によるものとする。

（廃止届）

第20条 条例第24条第2項の規定による届出は、許可（既存）事業廃止届（様式第23号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 許可事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図

（2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第24条第2項の規定による届出を受けた場合で、撤去等の措置が適切に行われたと認めたときは、許可事業者へ通知するものとする。

3 許可事業は、前項の規定による通知をもって廃止されるものとする。

4 第1項から前項までの規定は、既存事業の廃止について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第24条第2項」とあるのは「条例附則第2項の規定により読み替えて適用する条例第24条第2項」と、第1項及び第3項中「許可事業」とあるのは「既存事業」と、第2項中「場合で、撤去等の措置が適切に行われたと認めたときは、許可事業者」とあるのは「場合は、既存事業者」に読み替えるものとする。

（地位の承継等）

第21条 条例第26条第3項の規定による届出は、許可事業承継届（様式第24号）によるものとする。

（身分証明書）

第22条 条例第28条第2項の証明書は、身分証明書（様式第25号）によるものとする。

（許可の取消し）

第23条 市長は、条例第33条の規定により設置許可及び変更許可を取り消すときは、許可取消通知書（様式第26号）により許可事業者へ通知するものとする。

（情報の開示）

第24条 条例第36条第3項から第5項まで（既存事業者にあつては同条第5項に限る。）の規定により当該各項に規定するものを公表するときは、インターネット等により行うものとし、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければならない。

（国又は地方公共団体の特例）

第25条 国等は、条例第37条の規定により市長と協議するときは、国等に係る事前協議書（様式第27号）に、第6条第2項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

（既存施設）

第26条 既存施設とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事が完了していること。

(2) 施行日前に設置工事が完了していない場合において、次に掲げるいずれにも該当するとき

ア 施行日前に再生可能エネルギー発電施設の工事工程表等の工事計画が作成され、当該工事計画に基づき継続して工事（調査、測量その他の準備行為を除く。）が行われていること。

イ 設置工事が設置に係る関係法令等に基づいた手続きの完了後に実施されていること。

ウ 事業区域内の土地又はその土地にある建築物その他の工作物について、それらに権利を有する者の同意を得ていること。

(3) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条の規定により方法書及び方法書を要約した書類を県知事等に送付している場合（風力発電施設設置に係るものに限る。）

（既存施設の届出）

第27条 条例附則第3項の規定による届出は、既存施設届（様式第28号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 既存施設の概要を示した図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

（既存施設の変更届）

第28条 条例附則第4項の規定による届出は、既存施設変更届（様式第29号）によるものとする。

（既存施設届出者の変更届）

第29条 条例附則第5項の規定による届出は、既存事業承継届（様式第30号）によるものとする。

（既存施設の標識の設置）

第30条 条例附則第7項により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 既存事業者の名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先（既存事業者が法人でない場合には、氏名又は名称）
- (2) 既存施設の設置場所及びその事業区域の面積
- (3) 既存施設の区分及び出力
- (4) 既存事業の予定期間

- (5) 既存施設の設置の工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 既存施設及びその事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 既存事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（既存施設の非常時の連絡先の公表）

第31条 条例附則第8項の規定により既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制（以下この条において「非常時の連絡先」という。）を公表するときは、次に掲げる方法の全てによるものとする。

- (1) インターネット等
- (2) 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示

2 既存事業者は、非常時の連絡先の内容に変更が生じたときは、速やかに前項の規定による公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 非常時の連絡先を公表する期間は、既存事業を実施する間とする。

（委任）

第32条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

設置計画概要兼事前協議書

年 月 日

福島市長

協議者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり協議します。

1 発電事業者等の概要

項 目		内 容
事業責任者（運営会社）	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
設置工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	

※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

2 発電施設の概要

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
施工予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	☐ 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） ☐ 近隣住民等範囲説明書（様式第3号） ☐ 設計説明書兼工事計画書（様式第4号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの ☐ 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） ☐ 事業区域に係る土地所有者一覧 ☐ 事業区域に係る土地の全部事項証明書 ☐ 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し ☐ 位置図 ☐ 区域図 ☐ 土地求積図又は地積測量図 ☐ 現況図及び現況写真 ☐ 土地利用計画平面図及び断面図 ☐ 排水計画平面図及び断面図 ☐ 雨水排水計算書 ☐ 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図 ☐ 資金計画書 ☐ 保険加入計画書 ☐ その他市長が必要と認める書類等	

様式第2号（第4条関係）

禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
1.	砂防法第2条の規定により指定された土地	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
2.	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
3.	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
4.	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
5.	水防法第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
6.	河川法第6条第1項に規定する河川区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
7.	森林法第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
8.	自然公園法第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
9.	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
10.	文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
11.	福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
12.	福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
13-1.	福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
13-2.	福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	☐ 有 ☐ 無	風 力	
14.	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に規定する風致地区	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
15.	特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光	
16.	前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
16-1.	市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
16-2.	土砂災害の発生状況を踏まえて 市長が定める土砂災害のおそれ がある区域	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	
16-3.	県が国の土砂災害防止対策基本 指針に基づき認定する新たな土 砂災害の発生のおそれのある箇 所	☐ 有 ☐ 無	太陽光 風 力	

近隣住民等範囲説明書

項 目		内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
		対象者	
近 隣 住 民 等 の 区 分	1 事業区域の境界から下記に示す距離以内の区域に居住し、または近隣区域に土地若しくは建物を所有する者 (1) 低圧電源（出力50キロワット未満）の場合：概ね100メートル以内 (2) 高圧電源（出力50キロワット以上）の場合又は特別高圧電源の場合：概ね300メートル以内 (3) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第1種事業に限る。）の場合：概ね1キロメートル以内		
	2 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者		
	3 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	4 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	5 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者		
	6 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員		

※ 近隣住民等の範囲が分かる地図等を添付すること。

1 事業区域等の概要

項 目		内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
事業区域	設置場所 (全ての地番)		
	関係法令等の規制区域 (該当区域等にチェック)	法令及び規制区域	規制対象の施設
		砂防法 ☐ 砂防指定地	太陽光・風力
		地すべり等防止法 ☐ 地すべり防止区域	太陽光・風力
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ☐ 急傾斜地崩壊危険区域	太陽光・風力
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ☐ 土砂災害特別警戒区域	太陽光・風力
		水防法 ☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域	太陽光
		河川法 ☐ 河川区域	太陽光
		森林法 ☐ 保安林 ☐ 地域森林計画対象民有林	太陽光
		自然公園法 ☐ 国立・国定公園 ☐ 県立自然公園	太陽光
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ☐ 鳥獣保護区	太陽光・風力
		文化財保護法 ☐ 重要文化財 ☐ 史跡名勝天然記念物	太陽光
		福島県文化財保護条例 ☐ 福島県指定重要文化財 ☐ 県指定史跡名勝天然記念物	太陽光
		福島市文化財保護条例 ☐ 福島市指定有形文化財 ☐ 市指定史跡名勝天然記念物	太陽光
		福島市水道水源保護条例 ☐ 水源保護地域	太陽光・風力
		福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例 ☐ 風致地区	太陽光
		☐ 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域	太陽光
		☐ 土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	太陽光
		☐ 水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	風力
		その他 ()	

2 工事の概要

施設概要	工事種別	□新設 □増設 □修理 □事業区域の面積変更		
	敷地所有	□自己所有地 □借地 □その他 ()		
	従前の土地利用	□森林 □田畑 □宅地 □その他 ()		
	設置形態	□野立て太陽光 □農地転用による太陽光 □営農型太陽光(作物:) □その他()		
	導入形態	□FIT □FIP □相対契約 ※FIT, FIPの場合 設備ID ()		
	発電出力	kW (パワーコンディショナの最大発電出力 kW)		
	太陽光パネルの面積	㎡		
発電施設に付属する管理施設	名称		面積	㎡
	名称		面積	㎡

3 自然環境を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	(1) 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。		
	(2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。		

4 景観を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	(1) 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。		
	(2) 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。		
	(3) 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。		

太陽光	(4) 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。		
	(5) 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。		
	(6) ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。		

5 反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	(1) 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。		
	(2) 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。		
	(3) パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。		
	(4) 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。		
太陽光	(5) 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。		
風力	(6) 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。		
	(7) テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。		

6 防災上必要な措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	(1) 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。		
	(2) 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。		
	(3) 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。		
	(4) 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。		
	(5) 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。		
	(6) 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。		
	(7) 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。		
	(8) 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。		
太陽光	(9) 太陽光発電施設が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。		

7 造成を行う場合の措置

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。		
(2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。		
(3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。		
(4) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他の必要な措置を講ずること。		
(5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。		
(6) 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。		
(7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。		
(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。		
(9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。		

8 雨水排水施設等

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。		
(2) 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。		
(3) 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。		
(4) 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。		
(5) 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。		
(6) 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。		

9 道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 道路において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。		
(2) 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。		
(3) 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。		
(4) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。		

1 再生可能エネルギー発電施設の概要

項 目		内 容	
事業責任者（運営会社）	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
保守点検責任者	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
再生可能エネルギー発電施設の運転期間（予定）		運転開始年月日：	年 月 日（予定）
		運転終了年月日：	年 月 日（予定）

2 維持管理の内容

維持管理状況	(1) 維持管理の実施体制
	(2) 保守点検の内容
	(3) 再生可能エネルギー発電施設の周辺において土砂災害及びその他の自然災害が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
	(4) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
	(5) 前各号に掲げるもののほか、維持管理の基準を満たすことを確認するために市長が必要と認める事項

維持管理に関する基準への適合状況	再生可能エネルギー発電施設の維持管理において遵守する事項 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に✓印を付けること。	
	再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されること。	□
	再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害等が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。	□
	再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。	□

※維持管理の内容については、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、適宜、見直しを行うこと。

3 損害賠償責任保険等の加入状況

保険加入の有無	保険の種類	加入の有無	
	火災保険	□有	□無
	地震保険	□有	□無
	第三者賠償保険	□有	□無

※ 有の場合は契約書等の写しの添付をお願いします。

4 廃止後において行う措置に関する計画の概要

廃止予定日	年 月 日		
施設撤去予定	撤去開始予定日：	年 月 日	
	撤去完了予定日：	年 月 日	
撤去後の計画	廃棄物の処理について		
	景観上及び防災上の措置について		
	原状回復のための措置について		

5 その他市長が必要と認める事項に関する概要

管理の項目	施設基準の概要	管理の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	管理の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。		

様式第6号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電施設撤去計画書

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電	風力発電
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
発電事業終了予定日	年	月 日
発電設備撤去後の土地利用方針		
撤去費用の見積額	円	
積立方法	☐ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 による廃棄等費用積立制度 ☐ その他 （ ）	
積立開始時期	年	月
積立終了時期	年	月
毎月積立額	円	
廃棄物等の処理方法		

様式第7号（第4条関係）

事前協議完了書

第 号
年 月 日

様

福島市長

下記の再生可能エネルギー発電施設について、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第7条の規定による事前協議が完了したため通知します。

発電施設の概要

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
施工予定期間	年 月 日 ～	年 月 日
事業実施予定期間	年 月 日 ～	年 月 日

回答等報告書

年 月 日

福島市長

報告者 住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第8条第5項の規定により、回答等報告書を提出します。

項 目		内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
		説明を行った者の氏名	
近隣住民等の区分	1 事業区域の境界から下記に示す距離以内の区域に居住し、または近隣区域に土地若しくは建物を所有する者 (1) 低圧電源（出力50キロワット未満）の場合：概ね100メートル以内 (2) 高圧電源（出力50キロワット以上）の場合又は特別高圧電源の場合：概ね300メートル以内 (3) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第1種事業に限る。）の場合：概ね1キロメートル以内		
	2 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者		
	3 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	4 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	5 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者		
	6 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会の代表者及びその構成員		

説明の方法	
添付書類	☐ 説明会における説明資料 ☐ 説明会の議事録 ☐ 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容

様式第9号（第6条関係）

設置許可通知書

第 号
年 月 日

様

福島市長

年 月 日付で提出のあった設置許可申請書については、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり条件を付記して許可します。

1. 許可の内容

項 目	内 容	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	

2. 許可の条件

設置許可申請書

年 月 日

福島市長

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第10条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 発電事業者等の概要

項 目		内 容
事業責任者 （運営会社）	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
設置工事等施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	

※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

2 発電施設の概要

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
施行予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
発電予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	☐禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） ☐近隣住民等範囲説明書（様式第3号） ☐設計説明書兼工事計画書（様式第4号） ☐再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの ☐再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） ☐再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） ☐事業区域に係る土地所有者一覧 ☐事業区域に係る土地の全部事項証明書 ☐事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し ☐位置図 ☐区域図 ☐土地求積図又は地積測量図 ☐現況図及び現況写真 ☐土地利用計画平面図及び断面図 ☐排水計画平面図及び断面図 ☐雨水排水計算書 ☐事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図 ☐資金計画書 ☐保険加入計画書 ☐防災計画書（様式第11号） ☐再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図 ☐排水施設及び防災施設の構造図 ☐排水流域図 ☐擁壁の構造計算書 ☐公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書 ☐その他市長が必要と認める書類等	

防災計画書

項 目		内 容	
事業責任者（運営会社）	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分			
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
防災計画に関する内容	訓練計画		
	非常時の対応方針		
	事故防止の体制		

非常時の連絡体制図（※）

※ 非常時の連絡体制図については、連絡体制が分かる書類を添付することでも可。

様式第12号（第10条関係）

設置工事着手届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第14条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容	
設置工事施工者	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
事業責任者（運営会社）	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
許可年月日		年 月 日	
管理番号		第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
工事予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
運転開始予定年月日		年 月 日	

設置工事完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容
許可年月日	年 月 日
管理番号	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
添付資料	☐ 設置工事前後の写真

造成等工事完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
許可年月日		年 月 日
管理番号		第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）		
造成等工事完了年月日		年 月 日
添付書類		☐ 施工前後写真 ☐ 工事写真 ☐ 出来形図

様式第15号（第12条関係）

完了検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

福島市長

下記の再生可能エネルギー発電施設の設置に係る（造成工事）は、検査の結果、
（設置工事）

令和○年○月○日付に申請があった設置許可（変更許可）の内容に適合していると認め、福島市
再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により、下
記のとおり通知します。

項 目	内 容
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再生可能エネルギー発電 施設の名称	
再生可能エネルギー発電 施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
工事完了検査年月日	年 月 日
検査員職氏名	

変更許可申請書

年 月 日

福島市長

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（第17条第1項
第17条第3項）の許可を
受けたいので、下記のとおり申請します。

項 目	内 容	
許可年月日	年 月 日	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	

添付書類	———以下のうち、変更の内容に応じて必要と認められるもの——— ☐ 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） ☐ 近隣住民等範囲説明書（様式第3号） ☐ 設計説明書兼工事計画書（様式第4号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの ☐ 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） ☐ 事業区域に係る土地所有者一覧 ☐ 事業区域に係る土地の全部事項証明書 ☐ 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し ☐ 位置図 ☐ 区域図 ☐ 土地求積図又は地積測量図 ☐ 現況図及び現況写真 ☐ 土地利用計画平面図及び断面図 ☐ 排水計画平面図及び断面図 ☐ 雨水排水計算書 ☐ 事業区域に設置する発電設備その他工作物の構造図 ☐ 資金計画書 ☐ 保険加入計画書 ☐ その他市長が必要と認める書類等
------	---

様式第17号（第13条関係）

変更許可通知書

第 号
年 月 日

様

福島市長

年 月 日付で提出のあった変更許可申請書については、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第17条第1項または第3項の規定により、下記のとおり許可します。

1. 許可の内容

項 目	内 容	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
許可する変更内容		

2. 許可の条件（設置許可及び変更許可の条件に変更・追加等がある場合）

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第17条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容	
許可年月日		年 月 日	
管理番号		第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
変更の内容	変更の区分	☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更。ただし、許可事業者に係る承継を伴わないものに限る。 ☐ 再生可能エネルギー発電施設の面積、形状等の変更を伴わない更新による変更 ☐ 条例第26条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した場合における、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ☐ 環境の保全、災害発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更	
	変更の理由		

変更の内容	変更前	
	変更後	
添付書類		☐ 変更の理由がわかる書類

定期報告書

年 月 日

報告者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容
事業責任者 （運営会社）	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
設置許可年月日		年 月 日
管理番号		第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称		

再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
添付書類	☐ 点検等に係る報告書の写し ☐ 撤去費用の確保状況を示す書類 ☐ その他市長が必要と認める書類	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

2. 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

※ 維持管理の状況を把握するために必要な書類や写真等を添付すること。

3. 点検内容

点検箇所	点検項目	点検結果	
		適	否
太陽電池モジュール・風車	表面に腐食及び著しい破損がないか。		
	著しい変形がないか。		
パワーコンディショナー、ケーブル、配電線管、電力変換装置、変圧器等	腐食及び著しい破損がないか。		
	外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。		
	電線管が破損していないか。		
	異常音や異臭はないか。		
太陽電池モジュールの 架台・風車を支持する 工作物・基礎の状態	腐食及び著しい破損はないか。		
	地盤の沈下は生じていないか。		
事業区域の状態	地盤の崩壊、土砂崩れが発生していないか。		
	地盤の被覆の状態は良好か。		
	著しい浸食は発生していないか。		
	草刈りを行っているか。		
	外部への土砂流出はないか。		
	擁壁に有害な変状が発生していないか。		
	排水側溝は閉塞していないか。		
	柵塀・標識は損壊していないか。		
	不法投棄は発生していないか。		
	調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。		
その他の点検箇所			

※ 必要に応じて、点検箇所や点検項目を追加すること。

4. 費用の積立状況

積立方法	☐ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の撤去費用の積立制度
	☐ その他（ ）
	⇒ その他の場合
	撤去費用の見積額 円
	これまでの積立額 円

5. 保險加入狀況

保険加入の有無	保険の種類	加入の有無	
	火災保険	☐ 有	☐ 無
	地震保険	☐ 有	☐ 無
	第三者賠償保険	☐ 有	☐ 無

※ 有の場合は契約書等の写しの添付をお願いします。

6. 施設基準への適合状況

(1) 自然環境を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。		
	イ 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。		

(2) 景観を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。		
	イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。		
	ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。		
太陽光	エ 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、模様が目立たないものであること。		
	オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和したものとし、低反射のものであること。		
	カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合が概ね5割以下であること。		

(3) 反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。		
	イ 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。		
	ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他パワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。		
	エ 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。		
太陽光	オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。		
風力	カ 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。		
	キ テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための必要な措置を講ずること。		

(4) 防災上必要な措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。		

	イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。		
	ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りではない。		
	エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。		
	オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。		
	カ 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。		
	キ 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないための措置を講ずること。		
	ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。		
太陽光	ケ 太陽光発電施設が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。		

(5) 造成を行う場合の措置

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
ア 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。		

イ 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。		
ウ 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。		
エ 地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他の必要な措置を講ずること。		
オ 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。		
カ 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。		
キ 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。		
ク 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定にそれぞれ適合するものであること。		
ケ 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。		

(6) 雨水排水施設等

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
ア 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。		

イ 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。		
ウ 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。		
エ 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。		
オ 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。		
カ 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。		

(7) 道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
ア 道路（道路法第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。		
イ 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。		
ウ 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。		
エ 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。		

(8) 許可条件への適合状況

許可条件（設置許可及び変更許可の条件）	適合状況の概要（許可条件への適合状況）	
	適／ 不適	適合状況（考え方及び根拠となる 数値等を記入ください。）

定期報告書

年 月 日

報告者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目	内 容
事業責任者（運営会社）	氏名(法人の場合は事業者名)
	代表者名
	住所
	電話番号
維持管理者	氏名(法人の場合は事業者名)
	代表者名
	住所
	電話番号
※	氏名(法人の場合は事業者名)
	代表者名
	住所
	電話番号
※	氏名(法人の場合は事業者名)
	代表者名
	住所
	電話番号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電	太陽光発電施設 風力発電施設

再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
添付書類	☐ 点検等に係る報告書の写し ☐ 撤去費用の確保状況を示す書類 ☐ その他市長が必要と認める書類	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

2. 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

※ 維持管理の状況を把握するために必要な書類や写真等を添付すること。

3. 点検内容

点検箇所	点検項目	点検結果	
		適	否
太陽電池モジュール・風車	表面に腐食及び著しい破損がないか。		
	著しい変形がないか。		
パワーコンディショナー、ケーブル、配電線管、電力変換装置、変圧器等	腐食及び著しい破損がないか。		
	外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。		
	電線管が破損していないか。		
	異常音や異臭はないか。		
太陽電池モジュールの 架台・風車を支持する 工作物・基礎の状態	腐食及び著しい破損はないか。		
	地盤の沈下は生じていないか。		
事業区域の状態	地盤の崩壊、土砂崩れが発生していないか。		
	地盤の被覆の状態は良好か。		
	著しい浸食は発生していないか。		
	草刈りを行っているか。		
	外部への土砂流出はないか。		
	擁壁に有害な変状が発生していないか。		
	排水側溝は閉塞していないか。		
	柵塀・標識は損壊していないか。		
	不法投棄は発生していないか。		
	調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。		
その他の点検箇所			

※ 必要に応じて、点検箇所や点検項目を追加すること。

4. 費用の積立状況

積立方法	☐ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の撤去費用の積立制度	
	☐ その他（ ）	
	⇒ その他の場合	
	撤去費用の見積額	円
	これまでの積立額	円

5. 保險加入狀況

保険加入の有無	保険の種類	加入の有無	
	火災保険	☐ 有	☐ 無
	地震保険	☐ 有	☐ 無
	第三者賠償保険	☐ 有	☐ 無

※ 有の場合は契約書等の写しの添付をお願いします。

事故等発生報告書

年 月 日

福島市長

報告者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第21条の規定により、下記のとおり報告します。

項 目	内 容
許可年月日（※）	年 月 日
管理番号（※）	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
事故・災害発生日時	年 月 日 時 分
事故・被災の原因・内容	（原因） （内容）
周辺地域への影響	
事故発生後の対応	
復旧の状況	
復旧完了（予定）年月日	年 月 日
再発防止のための対策	
添付書類	☐ 事故発生時の現況写真 ☐ 復旧後の現況写真

※ 既存施設にあつては、省略可。

撤去開始届

年 月 日

福島市長

届出者 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

.....

電話.....

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日（※）	年 月 日	
管理番号（※）	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
再生可能エネルギー発電施設の撤去予定	撤去開始予定年月日： 年 月 日	
	撤去完了予定年月日： 年 月 日	
	撤去費用見込額	円
	撤去費用の捻出方法	☐ 外部積立金の取崩し ☐ その他（ ）
撤去後の処置		
廃棄物の処理方法		

※ 既存施設にあつては、省略可。

撤去完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日（※）	年 月 日	
管理番号（※）	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
撤去完了年月日	年 月 日	
撤去後の処置		
廃棄物の処理方法		
添付書類	☐ 撤去後の現況写真	

※ 既存施設にあつては、省略可。

様式第23号（第20条関係）

許可（既存）事業廃止届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第24条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日（※）	年 月 日	
管理番号（※）	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	k W	
事業廃止年月日	年 月 日	
添付資料	☐ 許可事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図 ☐ その他市長が必要と認める書類	

※ 既存施設にあつては、省略可。

許可事業承継届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日	年 月 日	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
被承継人氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の役職・氏名並びに主たる事務所の所在地）	連絡先	
承継年月日	年 月 日	
承継の理由		
添付書類	☐ 承継の事実を証する書類 ☐ その他市長が必要と認める書類	

（表）

		第	号
身分証明書			
所 属			
職 氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第28条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。			
交付年月日	年	月	日
福島市長			印

（裏）

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして許可事業者その他当該許可事業に係る整備、運営等を行う事業者に対し、その事務所若しくはその事業区域に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

許可取消通知書

様

第 号
年 月 日

福島市長

年 月 日付第 号により通知した設置許可（変更許可）について、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第33条第 号の規定により、設置許可（変更許可）を取り消します。

項 目	内 容
許可年月日	年 月 日
管理番号	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
許可取消の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

福島市長

協議者 住所

.....
団体名

.....
電話

.....
電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第37条第 1 項の規定により、下記のとおり協議します。

1 発電事業者等の概要

項 目		内 容
事業責任者（運営会社）	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
設置工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	

2 発電施設の概要

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
施工予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	☐ 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） ☐ 近隣住民等範囲説明書（様式第3号） ☐ 設計説明書兼工事計画書（様式第4号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの ☐ 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） ☐ 事業区域に係る土地所有者一覧 ☐ 事業区域に係る土地の全部事項証明書 ☐ 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し ☐ 位置図 ☐ 区域図 ☐ 土地求積図又は地積測量図 ☐ 現況図及び現況写真 ☐ 土地利用計画平面図及び断面図 ☐ 排水計画平面図及び断面図 ☐ 雨水排水計算書 ☐ 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図 ☐ 資金計画書 ☐ 保険加入計画書 ☐ 防災計画書（様式第11号） ☐ 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図 ☐ 排水施設及び防災施設の構造図 ☐ 排水流域図 ☐ 擁壁の構造計算書 ☐ 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書 ☐ その他市長が必要と認める書類等	

既存施設届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例附則第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容	
事業責任者（運営会社）	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
維持管理者	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
発電出力		kW	
設置完了（予定）年月日		年 月 日	
運転開始（予定）年月日		年 月 日	
廃止予定年月日		年 月 日	

保険加入の有無 （有の場合は契約書等の 写しの添付をお願いします。）	保険の種類	加入の有無	
	火災保険	☐ 有	☐ 無
	地震保険	☐ 有	☐ 無
	第三者賠償保険	☐ 有	☐ 無
添付書類	☐ 位置図 ☐ 区域図 ☐ 既存事業の概要を示した図面 ☐ その他市長が必要と認める書類		

既存施設変更届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

.....
電話.....

電子メール.....

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例附則第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設	
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	k W	
変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	
添付書類	☐ 位置図 ☐ 区域図 ☐ 変更の理由がわかる書類 ☐ 既存事業の概要を示した図面 ☐ その他市長が必要と認める書類	

既存事業承継届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例附則第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m ²	地目：
発電出力	kW	
被承継人氏名、住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の役職・氏名並びに主たる事務所の所在地)	連絡先	
承継年月日	年 月 日	
承継の理由		
添付書類	☐ 承継の事実を証する書類 ☐ その他市長が必要と認める書類	